

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより

# の

# よ



## 申告について

### 償却資産(固定資産税)の申告について

償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)など の事業用資産です。これらの資産を所有している方は、平成28年1月1日現在の所有状況を、2月1日(月)までに申告してください。

**問合せ先** 税務課

内線 178・179

**平成27年分**

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

申告書の作成には時間が必要になる場合もあります。

## 所得税確定申告書について

号)制度が始まり、今回ご提出いただく平成28年度償却資産申告書より、「個人番号又は法人番号」の記入が必要となります。平成27年10月以降に通知されている個人番号12桁、法人番号13桁をご記入ください。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まり、今回ご提出いただく平成28年度償却資産申告書より、「個人番号又は法人番号」の記入が必要となります。

要しますので、午後4時までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、案内を早めに終了する場合があります。

## 問合せ先

津島税務署

☎ 0567(26)2161

国税庁ホームページ  
<http://www.ntt-ag.org.jp>

## 役場での確定申告について

役場会場でも臨時に受付を行います。

**とき** 2月16日(火)～3月15日(火)※土日を除く午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

**ところ** 役場 3階 大会議室

**注意** 混雑状況により、午前中

に来場されても午後からの相談

ますので、午後4時までにお越し

ください。

## 問合せ先

役場 税務課

内線 175・176

## 申告をされる方へ

申告期限は、3月15日(火)ま

でですが、期限間近になると申

告会場は大変混雑することが予

想されます。お早めに準備して

期限内に申告をしてください。

なお、確定申告をする必要が

ない方で町県民税の申告をされ

る方も3月15日(火)までに提出

してください。

**とき** 2月16日(火)～3月15日(火)午前9時～午後5時

※土日は開設していませんが、2月21・28日(日)に限り開設します。

**ところ** 津島商工会議所(津島市立込町4丁目144番地)

## 注意

申告書の作成には時間を要し

ますので、午後4時までにお越し

ください。

● 次の方の申告相談は役場では受付できませんので税務署申告会場へお出掛けください

- 個人事業者などで青色申告、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
- 分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
- 平成27年中に住宅を取得し、住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
- 過年分の申告をされる方